



兵労発基 0413 第 12 号
令和 4 年 4 月 13 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
兵庫県支部長 殿

兵庫県労働局長



令和 4 年「建設業労働災害防止強化月間」の実施について

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご尽力とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県内の建設業における令和 3 年の死傷者数は 482 人となり、前年と比較すると 7 人減少し、死亡者数は 4 人減少の 8 人となっています。

令和 3 年における建設業の死傷者数を事故の型別で見ると「墜落・転落」災害が 30.5%と最も多く、さらに、死亡者数のうち 5 人は「墜落・転落」災害となっています。

このような在来型の労働災害が今なお続く状況を打開するには、リスクアセスメントの実施はもとより、労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の徹底及び足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく対策を確実に実施する等の労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が重要です。

兵庫県労働局では、建設業における労働災害を防止するため、毎年 7 月を「建設業労働災害防止強化月間」と定め、労働災害防止活動の推進を図っているところですが、今年度もその実施要綱を別添のとおり決めました。

つきましては、本月間の趣旨をご理解いただき、貴協会におかれましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に配慮した上で、本月間の主唱者、協賛団体として、実施要綱に定める事項を展開していただくとともに、会員各位に対する特段のご指導をお願いいたします。

また、多発する墜落・転落災害の根絶に向け、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間を実施期間として「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」を展開しているところであり、併せて本キャンペーンの周知・啓発をお願いいたします。

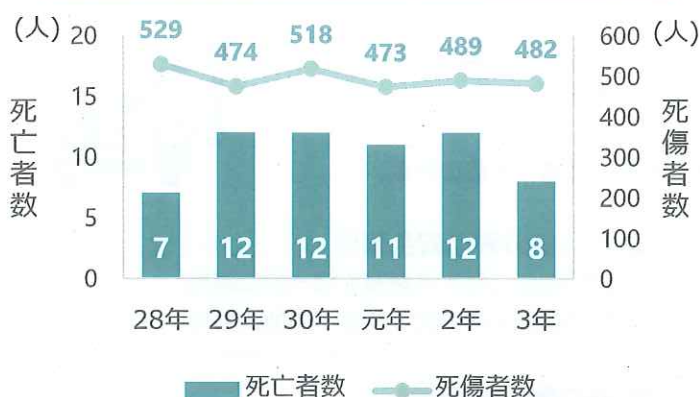
建設業 △ 労働災害防止 強化月間

令和4年

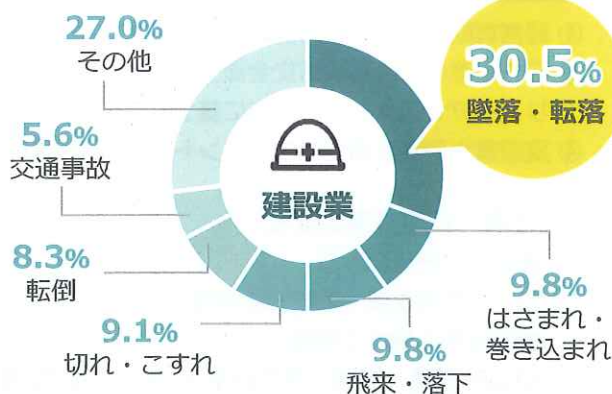
7/1(金) ▶ 31(日)

建設業における労働災害を防止するため、7月を建設業労働災害防止強化月間と定め、統括安全衛生管理の徹底、法令に則した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の普及促進等、事業者・関係者が一丸となって県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとし、実施期間中の死亡災害ゼロを目指します！

建設業における死亡者数と死傷者数の推移



令和3年事故の型別死傷災害発生状況



重点事項

- 墜落・転落災害の防止
- 墜落制止用器具の使用促進
- 重機等災害の防止
- 土砂崩壊災害の防止
- 解体工事における労働災害の防止
- 高齢者・外国人の災害防止
- 転倒災害・腰痛等の予防対策
- 一人親方等の安全確保
- 現場における火災防止
- 復旧、復興工事での災害防止
- 交通労働災害の防止
- 職長・安全衛生責任者の職務の励行
- 熱中症の予防
- 石綿等の健康障害防止



新型コロナウイルス感染拡大防止

パトロール、研修、災害防止協議会等については、厚生労働省にて作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、感染防止対策を徹底してください。



「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施中！

※令和4年1月2日以降は、旧構造規格の墜落制止用器具（安全帯）は使用禁止となりました。

主唱：兵庫労働局、県下労働基準監督署、建設業労働災害防止協会兵庫県支部

協賛：（一社）兵庫労働基準連合会、（公社）建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部、（一社）日本クレーン協会兵庫支部



「令和4年建設業労働災害防止強化月間実施要綱」実施事項（概要）

主唱者

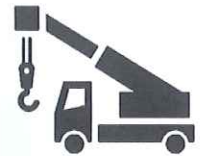
- ① 関係団体、事業者、局署によるパトロール
- ② 建設工事現場に対する集中的な監督・個別指導
- ③ 足場からの墜落防止措置の周知と履行確保
- ④ 推進要綱に基づく対策の周知
- ⑤ 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱に基づく支援策の取組
- ⑥ 建設工事関係者連絡会議の開催
- ⑦ 発注機関等への実施要綱の取組要請
- ⑧ 建設職人基本法及び基本計画の周知
- ⑨ 集団指導の実施
- ⑩ 石綿最高裁判決を踏まえた法改正の周知
- ⑪ 要綱の周知、広報誌等による広報活動等

発注者（要請事項）

- ① 現場担当職員に対する教育・研修の実施
- ② 工事計画段階における安全衛生事前審査の徹底
- ③ 発注条件の適正化、工期の平準化や弾力化等
- ④ パトロール、協議会の設置と安全活動の推進
- ⑤ 入札参加指名時における安全成績の優良な業者の選定及び自主的活動を評価する仕組導入

工事実施者（建設店社及び建設工事現場）

- ① 経営首脳による強化月間の目標の設定、現場パトロール等、安全衛生管理活動の推進
- ② 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ③ リスクアセスメントの実施に基づく、安全衛生計画の作成・実施
- ④ 建設業労働安全衛生マネジメントシステムに基づく、計画・実施・評価・改善の取組



⑤ 墜落・転落災害の防止

- ・適正な足場等の設置
- ・ロープ高所作業の危険防止措置
- ・推進要綱に基づく対策
- ・STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーンの取組
- ・手すり先行工法等、より安全な措置
- ・フルハーネス型墜落制止用器具の使用の推進
- ・足場組立作業主任者の職務励行
- ・足場設置が困難な場合の墜落制止用器具取付設備の設置
- ・はしご等からの墜落防止対策



⑥ 重機等災害の防止

- ・有資格者の配置
- ・作業計画の作成
- ・路肩の崩壊防止、幅員の確保、誘導者の配置
- ・作業半径内の立入禁止措置

⑦ 土砂崩壊災害の防止

- ・土止め先行工法の採用と普及

⑧ 解体工事での災害防止

- ・作業計画の作成
- ・上下作業の禁止
- ・合図の統一
- ・保護具の適正使用

⑨ 高齢労働者の災害防止

- ・高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく対策

⑩ 外国人労働者の災害防止

- ・外国人労働者に配慮した安全衛生教育の実施、現場内の掲示等

⑪ 一人親方等の安全確保

- ・安全衛生に関する措置を統一的に実施
- ・労災保険の特別加入制度への加入勧奨

⑫ その他の安全対策

- ・STOP! 転倒災害プロジェクトに基づく対策
- ・木造家屋建築工事における伐木等作業に係るガイドラインに基づく対策
- ・復旧、復興工事での災害防止対策
- ・火災防止対策
- ・ずい道工事に係る各ガイドラインに基づく対策
- ・交通労働災害防止対策
- ・荷役ガイドラインに基づく取組
- ・職長、安全衛生責任者教育の実施



⑬ 熱中症の予防対策

- ・熱中症予防基本対策要綱に基づく対策

⑭ 石綿及び化学物質による健康障害防止対策

- ・改正石綿則に基づく石綿ばく露防止対策
- ・ベンジルアルコール等を含有する剥離剤を使用した塗料の剥離作業における災害防止
- ・溶接ヒュームに係る改正特化則に基づく対策
- ・第9次粉じん総合対策に基づく対策

⑮ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- ・建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインの実践において「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した感染防止対策